

事件番号 平成17年(ワ)第141号  
事件名 損害賠償等請求控訴事件  
原告 水野 雅信 外2名  
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

## 準 備 書 面 4

(たばこ規制枠組条約について)

2006年2月8日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律

弁護士 伊 佐 山 芳 郎

弁護士 山 口 紀 洋

弁護士 三 枝 基 行

弁護士 吉 岡 睦 子

弁護士 浅 野 晋

弁護士 谷 直 樹

弁護士 飯 田 正 剛

弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 榊 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

## 第1 たばこ規制枠組条約

### 1 たばこ規制枠組条約の発効

世界保健機関（WHO）を主体として、たばこの消費等から世界全体の健康等を保護することを目的として、WHO Framework Convention on Tobacco Control（略称 FCTC）、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「たばこ規制枠組条約」という）が制定され、我が国も、2004年3月9日（日本時間で3月10日）署名、同年6月8日批准し、その後、40か国の批准の条件を満たしたことから、2005年2月27日発効していることは被告らも認めるところである。

同条約は、世界保健機関（WHO）を主体として、当初は2003年の採択を目標として条約作成作業が継続されてきたが、我が国も含めた数力国の反対あるいは妨害により、予定を大幅に超過して、結局、上記のとおり発効となったものである。

### 2 同条約の趣旨

(1) この条約制定の趣旨は、その前文及び第3条「目的」に表れているとおりである。

わざわざ条約という形をとり、世界規模で規制する方法を取らざるを得なかったのは、たばこの規制に関しては、特に英米を中心として、1950年代以降、直接喫煙及び間接喫煙による健康影響についての科学的証拠が積み重ねられ、直接喫煙のみならず間接喫煙と肺がんをはじめとする死亡を引き起こす重大な疾病との因果関係が証明され、更には、たばこ製品が、たばこ産業によるニコチンのコントロールという手法を用いて依存性を利用して製造された商品であることまでも証明されたにもかかわらず、たばこ規制に対する各国の対応がまちまちであり、たばこ産業の対応も規制のある国ではその規制に従いつつも、他の国では全く別の対応をし、海外への輸入に力を入れ、いわばたばこの害の輸入が促進されるという事態を招いたためであった。

即ち、たばこ製品と肺がんをはじめとする重大な疾病との因果関係やニコチンの依存性を利用した販売活動等については、国が異なろうとあらゆるたばこ製品、たばこ産業に共通のものであるはずである。それにもかかわらず、例えば、本件訴状で指摘したように、被告会社の製品である「マイルドセブン」は、米国その他諸外国で販売される際には「喫煙は肺がんの原因となる（Smoking causes lung cancer）」等の警告表示がされていたにもかかわらず、我が国で販売される際には「吸い過ぎに注意しましょう」といった曖昧な表現でしか表示がされていなかった（な

お、昨年2005年7月1日からは漸く我が国でも新しい文言が用いられるようにはなっている。) これについて、被告会社は、本件訴訟においても「たばこに警告表示をおこなうかどうか、どのような内容の表示とするかはたばこを取り巻く歴史や文化等各国の国情に応じて判断すべき政策判断に属する問題であり、各国の実情に応じて立法なり行政規制によって行なわれているものである」等と反論している(被告会社答弁書8頁)。また、依存性についても「身体依存の程度は微弱であり、精神依存の程度は禁制品やアルコールより格段に低く、喫煙者自身の意思及び努力による禁煙が出来ないほどのものではない」等と反論するなどしている(同8頁)。このような被告会社の主張あるいは販売方法に象徴されるように、たばこ産業は、立法あるいは行政の規制がない以上、たばこ製品の消費者のみならずその周囲の間接喫煙の被害者らに対し、死亡、疾病等を引き起こすことを十分認識しながら製造販売活動を繰り広げてきたのである。このような事態が現実发生过っていたことから、そのような国情に応じた規制に従うべき(即ち、たばこは合法的な商品であるといった説明)等の隠れ蓑的な主張の下で(もっとも、いかなる国においても、国民の健康より優先する利益はないのであり、死亡、疾病、廃失あるいは障害を引き起こす製品であれば、いかなる国情であろうと規制対象となるべきであるし、少なくとも我が国においては、製造販売主体の民事刑事上の責任を免れさせることはできないのではあるが。) ある国では許されない行為が別の国では許されるといった事態を防ぐべく、現在の世界各国が共通認識とできる最低の基準を定め、世界規模でたばこによる害から全ての個人の健康を守るために制定されたのが上記条約なのである。

(2) この点、被告会社の同条約に対する認識も同様である。

被告会社が、2002年8月28日付でWHO宛に提出した「WHO たばこ対策枠組条約新議長案について」という意見書の中で、被告会社が同条約の理解を示した箇所があるので、引用しておく。

「・新議長案の基本は次のとおりと思われます。

- ・ 「たばこの消費及びたばこ煙への曝露が死亡、疾病及び身体障害における数多くの原因と関連付けられていることが、科学的証拠により決定的に証明されている」、「シガレットが依存性を引き起こし、かつそれを維持すべく高度に設計されている」との認識の下、「たばこ消費とたばこ煙の曝露による、世界的な健康、社会、経済、環境に対する破滅的な影響に対する国際社会の懸念を反映」させ

るため、たばこ消費は撲滅又は低減されるべきものとして、価格及び課税措置を含む包括的な多分野での規制を締約国の義務として行なわせる。

- ・ たばこ産業は公衆衛生に対する害に責任を有するものとし、一般企業と異なる補償ルールの策定を締約国に求め、たばこ産業に関する広範囲の情報開示を行わせる。
- ・ 締約国は、条約に従って、自国のたばこ規制戦略の策定、実行、更新を行なうものとし、立法上、行政上又はその他必要な措置を実施し、それらの状況を締約国会議に定期的に報告する。また、自国の国内活動に対し、財政的支援をするとともに、発展途上国等に対し、必要な資金提供をする。

上記意見書の記載から、被告会社の上記条約の理解が原告ら主張のそれとほぼ共通であることは明らかである。

- (3) なお、上記のような同条約の理解は、ごく一般的な理解であり、締約国である被告国の認識も少なくとも同様以上のものであるはずである(上記(2)はたばこ産業である被告会社の意見書であり、一般通常人の本来の理解としてはよりたばこの害等について踏み込んだ理解をするのが通常であり、一番慎重な立場からの理解と考えられる。被告国の理解としても、最低限被告会社と同程度の理解はしているはずである)。

### 3 同条約前文

同条約の趣旨は上記のとおりであるが、「たばこ規制枠組条約」前文には以下の記載があるので、本件訴訟に関連する部分を取り上げる。

「この条約の締約国は、・・・

たばこの消費とたばこ煙への曝露が死亡、疾病および廃疾を惹き起こすこと、また、喫煙その他のたばこ製品の使用に曝されることとたばこ関連病の発病との間には時間的な隔たりがあることは、科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていることを認識し、

また、紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品は依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること、また、それらの製品が含有する化合物の多くとそれらの製品が生産する煙は、薬学的な活性、毒性、突然変異性および発がん性を有することならびにたばこ依存症は主要な国際疾病分類で独立した疾病として分類されていることを認識し、・・・

たばこ規制活動を衰えさせまたは滅ぼすためのたばこ産業の活動を油断なく見張る必要性およびたばこ規制活動に悪影響を及ぼすたばこ産業の活動について警戒を怠らないことの必要性を認識し・・・

・・・次のとおり合意した。」

なお、外務省が公表している訳文は以下のとおりである。

「この条約の締約国は、・・・

たばこの消費及びたばこの煙へさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること並びにたばこ製品の煙にさらされることが及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔りがあることを認識し、

紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること、紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること並びにたばこへの依存が主要な国際的な疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていることを認識し、・・・

たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動に警戒する必要性並びにたばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性を認識し、

・・・次のとおり協定した。」

#### (1) 被告国の署名、批准

既に上記前文を含む「たばこ規制枠組み条約」を被告国が署名、批准していることは上記のとおりである。

従って、被告国は、上記条約締約にあたっては、上記引用部分を含めた同条約前文記載の各事実につき、文字通り、これを「認識した上で」「合意」あるいは「協定した。」ことは明らかである。

#### (2) 因果関係について

同条約前文には、我が国を含む締約国が、本条約締約に際しては、「たばこの消費とたばこ煙への曝露が死亡、疾病および廃疾を惹き起こすこと・・・は科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていること」(あるいは「たばこの消費及びとたばこの煙へさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること」)を認識した上で本条約を締約したと明確に記載されている。

これは、まさに文字通り、たばこの消費(勿論その本来的な用法であ

る喫煙行為を含む)及びたばこ煙への曝露(直接喫煙時の曝露だけでなく、間接喫煙による曝露を当然含む)が、死亡、疾病及び廃失(あるいは障害)を引き起こすこと、即ち、たばこの消費及びたばこ煙への曝露と死亡、疾病及び廃失(あるいは障害)との因果関係については、科学的証拠により疑念の余地なく(あるいは明白に、被告会社の訳によれば決定的)に証明されていることを認めた趣旨である。

また、上記「科学的証拠により」とあるのは、単なる統計データだけに基づくものではないことは勿論、被告会社が主張するいわゆる他要因等についても十分に調整された疫学研究を中心に、そのみならず、他の基礎医学的知見や動物実験の結果等の総合的な医学的科学的証拠に基づいてという意味である。

そして、その証明の程度は、「疑念の余地なく」、「明白に」、あるいは「決定的に」証明されているというほとんど100%に近い高度の証明であり、これは我が国民事訴訟において通常要求される蓋然性の程度をはるかに上回るものである。

ちなみに、被告会社作成の上記2002年8月28日付「WHO たばこ対策枠組条約新議長案について」という意見書においても、被告会社自身「合法的な商品であるたばこについて、疾病等との因果関係・・・を断定し」としているように、同条約はその大前提として、たばこの消費あるいはたばこ煙への曝露と死亡、疾病および廃失(あるいは障害)には因果関係があることを明白に認めているのである。

さらに、上記の「死亡、疾病および廃失(あるいは障害)」には、本件各原告の罹患した肺がん及び肺気腫が含まれているのは当然である。

また、言うまでもなく、上記条約において「たばこ」とされているのは、被告会社(及び旧専売公社)が製造販売してきたシガレットたばこを含んでいることも当然のことである。

### (3) 時間的先後関係

同条約前文には、締約国である被告国は、「喫煙その他のたばこ製品の使用に曝されることとたばこ関連病の発病との間には時間的な隔たりがあることは、科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていること」(「たばこ製品の煙にさらされること及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔たりがあることを」)を認識したとされているが、これは、文字通り、たばこの消費及びたばこ煙への曝露の時期とそれによって引き起こされる(即ち因果関係のある)たばこ関連病の発症との間には時間的な隔たりがあることを端的に示したものである。

そして、このことは、上記(2)で示された因果関係(たばこの消費あるいはたばこ煙への曝露と死亡、疾病および廃失(あるいは障害)にとの因果関係)が科学的証拠により「疑念の余地なく」「明白に」「決定的に」証明されているということは、発症までの時間的隔たりをも含めて「疑念の余地なく」「明白に」「決定的に」証明されたことを示している。

つまり、時間的隔たりがあるということは、発症までの間に、被告会社が主張するような他の要因(被告会社がよく挙げる例でいえば、アルコールや食習慣等)への曝露も当然予定されているということであり、そのような時間的隔たりを経て発症した疾病等との因果関係を認めるということは、他要因についても十分考慮した上で、因果関係が「疑念の余地なく」「明白に」「決定的に」証明されたと認めていることを示しているのである。

また、上記「たばこ関連病」(あるいは「たばこに関連する発病」)には、本件各原告の罹患した肺がん及び肺気腫(いずれもたばこに関連する疾病としては非常に著名である。)が含まれていることは明らかである。

#### (4) 依存性

同条約前文には、締約国(被告国を当然に含む)は、「紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品は依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること」(あるいは「紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること」、被告会社の訳でいえば「シガレットが依存性を引き起こし、かつそれを維持すべく高度に設計されている」こと)を認識したと明確に記載されている。

これは、まず、少なくとも、現在主流となっている紙巻たばこ(いわゆるシガレットたばこ)については、依存性があることを大前提にした上で、更に、各たばこ産業(勿論被告会社を含む)がニコチン量をコントロールする技術を持ち、実際にコントロールしてきたという歴史的事実に主に基づく記載である。

特に「依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること」(あるいは「依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること」、被告会社の訳でいえば「シガレットが依存性を引き起こし、かつそれを維持すべく高度に設計されている」こと)というのは、たばこ産業がニコチンの依存性を利用してたばこ製品を製造し、消費者をたばこあるいはニコチン依存症に仕立てあげ、継続的にたばこ製品を利用させることで、その産業を発展させてきたことを踏まえての記載であるこ

とは明らかである。

そして、上記の記載が、わざわざ前文で確認されたのは、たばこ製品がそのような性質（依存性）を持ち、かつたばこ産業がそのような意図（わざと依存性を引起し、かつ依存性を維持することで継続的に商品を利用させる）を持って製造している以上、たばこの消費を減少させるためには、禁煙自体非常に困難であることが歴史的事実としても科学的証拠に基づいても明らかであることから、喫煙者への対策としては既に依存症に陥った依存症患者として実効性ある措置が必要であり、また、新たな喫煙者を生み出すことの予防こそがより効果的であることを確認するためである。

また、被告会社は、たばこを個人の嗜好品と主張しているが、同条約の上記部分の記載は、たばこが嗜好品であるとの主張と明らかに矛盾するものであり、たばこが「依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られている」（あるいは「依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっている」、被告会社の訳でいえば「シガレットが依存性を引起し、かつそれを維持すべく高度に設計されている」）商品である以上、消費者は、もはや自由な意思決定に基づいて喫煙を選択しているとはいえないのであって、到底嗜好品ということとは出来ない。

また「巧妙に作られていること」（あるいは「高度の仕様になっていること」、被告会社の訳でいえば「高度に設計されている」こと 原文：are highly engineered）との記載は、現在のたばこ及びたばこ製品が、農産物であるたばこ葉そのものとは異なり、たばこ葉を高度な科学技術を駆使して加工した工業製品であるとの理解に基づくものであることも明らかである。

更に、たばこが、「依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られている」商品であるというのは、ニコチンの依存性を利用しての製品作りが主な点であるのは上記のとおりであるが、そのみならず、たばこ産業が行なう莫大な宣伝広告費、販売促進活動費を投じての喫煙を擁護するような（あるいは寛容になるような）社会の雰囲気づくりなどにより、ニコチンの依存性のみならず、たばこそのものへの精神依存を形成しやすい環境づくりまで含めての表現である。

#### （５）禁煙の困難性

また、同条約前文には、締約国（被告国を当然に含む）は、「たばこ依存症は主要な国際疾病分類で独立した疾病として分類されていること」（あるいは「たばこへの依存が主要な国際的な疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていること」）を認識したと明確に記載されて

いる。

かかる事実につき、わざわざ前文で確認されているのは、上記(4)記載の前文部分(依存性を惹起及び維持する設計、仕様になっていること)あるいは、同条約第5条「指針となる諸原則」(「一般的義務」)第2項(b)において「ニコチン依存症」(「ニコチンによる習慣性」)の防止、減少を独立した一項目として締約国の一般義務の対象としていること、同条約第14条において「たばこ依存および禁煙に関する需要低減措置」(「たばこへの依存及びたばこの使用中止についてのたばこ需要の減少に関する措置」)を独立した条項として設けていることなども併せて、喫煙者にたばこの使用を中止させるには、たばこ依存の適切な治療という観点からの施策が必要であることを確認するためである。

被告国もかかる認識をもって上記条約を批准している。

また、同条約の上記部分は、たばこの使用の中止、即ち禁煙することが、ニコチン依存により困難である点を確認したのものである。

従って、禁煙の困難性は、「喫煙者自身の意思及び努力による禁煙ができないほどのものではない」といった程度のものではないことは明らかである。

少なくとも、上記条約締約国の禁煙の困難性についての理解は、「喫煙者自身の意思及び努力による禁煙ができないほどのものではない」といった程度のものではない。

#### (6) 有害性

同条約前文には、締約国(被告国を当然含む)は、「それらの製品(紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品)が含有する化合物の多くとそれらの製品が生産する煙は、薬学的な活性、毒性、突然変異性および発がん性を有すること」(あるいは「紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること」)を認識したと明確に記載されている。

これは、たばこに含有される物質のみならず、それらが燃焼することで発生するたばこの煙のいずれにも人の健康に対する有害性及び発がん性があることを明確に認めたものである。

なお、被告国は、被告国第1準備書面第2の3項(10頁)において、「原告らのいう有害性とは、具体的にいかなる内容、程度において有害とする趣旨か」と釈明を求めているが、それ以前に、被告国は上記条約締約に際して「薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること」を認識した上で署名批准しているのであるが、一体、具体的にいかなる内容、程度の「薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること」を認

識したというのであろうか。まずは明らかにされたい。

(7) たばこ産業による妨害工作等

同条約前文には、締約国（被告国を当然含む）は、「たばこ規制活動を衰えさせまたは滅ぼすためのたばこ産業の活動を油断なく見張る必要性およびたばこ規制活動に悪影響を及ぼすたばこ産業の活動について警戒を怠らないことの必要性」（「たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動に警戒する必要性並びにたばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性」）を認識したと明確に記載されている。

これは、過去の歴史的事実として、世界各国の保健機関、医師、科学者等が多数の科学的証拠を積み上げて、たばこと各疾病との因果関係、依存性、依存性を利用してのたばこ製品の設計等を明らかにしてきたが、これに対して、たばこ産業は、多額の研究費を出して因果関係や有害性は未だに十分に解明されてはいないとか、他の結果を示す研究もあるといった結果を出すための研究をあえて行なわせ、消費者に対し、虚偽の情報を提供し、あるいは政府、行政機関への働きかけ等により、たばこ規制を遅らせ、その間に売り上げを大幅に伸ばしてきたことが明らかになっているために、わざわざ前文で確認されたものである。

なお、本件訴訟第1回口頭弁論期日において、原告代理人が述べたように、本件訴訟における被告会社の訴訟態度（他要因論等による問題の先延ばし）それ自体が、上記の「たばこ規制活動を衰えさせまたは滅ぼすためのたばこ産業の活動」、「たばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動」（あるいは「たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動」、「たばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動」）そのものに他ならない。

4 各論

同条約は、前文だけでなく、その各個別の条項においても、締約国に様々な義務を課している。以下、本件訴訟に関連する部分に触れる。

なお、同条約の引用部分は括弧書（「 」）でくくり、その直後に財務省の訳文を括弧書（（ ））で併記する。

(1) 情報開示（同条約第4条第1項、第10条、第11条、第13条第4項（a）（b））

上記条約は、第4条「指針となる諸原則」（「基本原則」）において、「この条約とこの条約の議定書の目的を達成するためおよびこの条約の規定を実施するため、締約国は、なканずく、以下に述べる諸原則

によって導かれるものとする。」「(「締約国は、この条約及び議定書の目的を達成し及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。」)として、同条第1項で「各人がたばこの消費とたばこ煙への曝露によって惹き起される健康への影響、依存症および致命的な脅威について知らされるべきであり、また、すべての人をたばこ煙への曝露から守るために、適切な政府のレベルで、有効な立法的、行政的またはその他の措置が考慮されるべきである。」「(「すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきであり、また、たばこの煙にさらされることからすべての者を保護するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置が考慮されるべきである。」)とし、更に、第10条「たばこ製品の開示の規定」(「たばこ製品についての情報開示に関する規制」という独立の条項を設けて、「各締約国は、自国の法律に従って、たばこ製品の製造業者と輸入業者にたばこ製品の含有物と排出物に関する情報を政府当局に開示することを義務づける効果的な立法的、行政的またはその他の措置を採用し、実施するものとする。各締結国は、さらに、たばこ製品とそれが作り出す排出物中の有毒な成分についての情報公開に関しても効果的な措置を採用し、実施するものとする。」「(「締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排出物についての情報を政府当局へ開示するよう要求する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し実施する。さらに、締約国は、たばこ製品及び当該たばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について情報を公衆に開示するための効果的な措置を採択し及び実施する。」)と明確に規定している。

これは、たばこによる健康影響等から一人ひとりの個人の生命・身体を守るためには、その大前提として、たばこの消費(喫煙行為を当然含む)及びたばこ煙への曝露(間接喫煙を当然に含む)による健康影響、依存症(習慣性)及び死亡の脅威について正しい知識が喫煙開始前に開示され、それを喫煙をしようとする者が正確に理解することが必要不可欠であるとの認識の下、実際には、歴史的事実として、そのような十分な情報開示がされていなかった反省に基づいてわざわざ規定されたものである。

我が国の従前の注意文言(本件各原告が喫煙を開始し、喫煙を継続していたときの注意文言)が上記条約の要求する水準に達していないことは勿論であり(なお、アメリカの著名な消費者運動家であるラル

フ・ネーダー氏が創設した消費者団体「パブリック・シティズン」が1998年秋に行った世界各国43カ国のたばこの警告表示についての調査結果によれば、我が国の警告表示は零点という評価であった。同調査結果では、当時の「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」という表示は、消費者に対する警告になっていないと判断されている。）だからこそ、2005年7月1日からは漸く我が国でも新しい注意文言が用いられるようになっているのである。

また、このことは、上記条約が要求する程度の情報開示が適切になされていれば、わざわざ好き好んで（自由な意思決定に基づいて）喫煙を開始する者などいないとの認識に基づいている。

また、同条約は、第11条「たばこ製品の包装及びラベル」（「たばこ製品の包装及びラベル」という独立した項目を設け、その第1項で「各締約国は、自国についてこの条約が効力を生じてから3年以内に、自国の法律に従って、次の事項を確保するため、効果的な措置を採用し、実施するものとする。」（「締約国は、この条約が自国について効力を生じた後3年以内に、その国内法に従い、次のことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。」）として、（a）「その手段を問わず、たばこ製品の包装と表示が、たばこ製品の性質、健康への影響、危険性または排出物について、虚偽の、誤解を招く、欺瞞的または誤った印象を作り出すおそれがあるようなたばこ製品の販売を促進させないようにすること。これには、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より害が少ないという虚偽の印象を直接または間接に作り出すすべての文言、記述商標、造形的またはその他の標識が含まれる。この文言等には、「低タール」「ライト」、「ウルトラ・ライト」または「マイルド」等の文言を含めることができる。」（「たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特長、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段（特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。）を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。」）とし、（b）では、たばこ製品の包装及びラベルには「たばこの使用による有害な影響を述べた健康についての警告表示を記載すること」（「たばこの使用による有害な影響を記

述する健康に関する警告を付するものとし」として警告表示の義務付けを掲げ、しかも、警告表示の方法についても、例えば( )「主たる表示面の50パーセント以上を占めるべきであり、主たる表示面の30パーセントを下回るものであってはならない。」など具体的な基準を規定している。

これは、歴史的事実として、実際に、たばこ産業が、上記のような「たばこ製品の性質、健康への影響、危険性または排出物について、虚偽の、誤解を招く、欺瞞的なまたは誤った印象を作り出すおそれがあるような」あらゆる手段(特定のたばこ製品が他のたばこ製品より害が少ないという虚偽の印象を直接または間接に作り出すすべての文言、記述商標、造形的またはその他の標識が含まれる)(「虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段(特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。))」を用いることによってたばこ製品の販売を促進してきたという認識に基づく規定である。

そして、上記詐欺的手段の例として取り上げられている「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語の使用という方法はまさに被告会社が用いてきた手段でもある。

更に、警告表示及びその表示方法の義務付けについても、今までのような警告表示(上記のとおり「パブリック・シティズン」によれば、我が国の場合には警告表示とさえ評価されていないが。)では警告表示としての意味をなしていない(つまり、上記(1)で示した情報開示としての機能を果たしていない)との認識に基づくものである。

少なくとも、我が国の従前の注意文言が、同条約の要求する情報開示及び警告表示のレベルに達していなかったことは明らかである。

また、同条約は、第12条において、「教育、情報の伝達、訓練及び一般人の認識(啓発)」という独立した項目を設け、そのなかで、締約国に対し、習慣性を含むたばこによる健康への危険、悪影響、たばこ依存から脱却のための方法等について国民に教育し、あるいは情報を伝達させることを義務として課している。

これは、歴史的事実として、現在までの依存性(習慣性)を含めたたばこに関する情報提供、国民の知識の普及が不十分であるとの反省に基づく規定である。

更に、同条約は、第13条において、「たばこの広告、販売促進及び

スポンサーシップ（後援）」という独立した項目を設け、その第4項で「締約国は、憲法又は憲法上の諸原則に従い、最低限（少なくとも）次のことを行う。」として、締約国の最低限の義務として、(a)「たばこ製品の性質、健康への影響、危険性または排出物について、虚偽の、誤解を招く、欺瞞的なまたは誤った印象を作り出すおそれのあるような何らかの手段によってたばこ製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進およびスポンサーシップを禁止すること」(「虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止すること。」)(b)「健康についてのまたはその他の適切な警告またはメッセージをすべてのたばこの広告に付記すること、また、適切な範囲で、販売促進およびスポンサーシップにも付記するよう義務づけること」(「あらゆるたばこの広告並びに適当な場合にはたばこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報を付することを要求すること。」)を挙げている。

これも、歴史的事実として、上記のような形態（詐欺的な手段を用いての販売促進、警告表示を付さずに行なう販売促進等）でのたばこ産業による販売促進が実際に行なわれてきたこと、及びそのような販売促進活動により実際に多くの喫煙者が作り出されてきたという認識に基づく規定である。

そして、被告会社が、上記詐欺的手段の例として第11条で挙げられているような用語を用いて販売促進をしてきたことは上記のとおりである。

なお、専売公社時代ではあるが、被告会社が1970年当時には、「たばこは動くアクセサリー」、「フィルターが有毒ガスを除去する」、「たばこの煙の90%は地球大気の成分と同じ」等の広告宣伝をし、主にフィルター付きたばこの売上を伸ばし、売上本数を2000億本の大台に乗せ、世界3位の売上を記録していることは、既に原告ら準備書面3(20頁)で指摘したところである。

そして、上記の各規定(第10条、第11条、第12条、第13条)はいずれも第3部「たばこの需要を減らすこと(の減少)に関する措置」として掲げられているのであるが、これは、上記のような各措置が取られることでたばこの需要の減少が見込めることが科学的証拠に基づき立証されているからである。

つまり、これまでされてきた情報開示あるいは警告表示（我が国では単なる注意文言のレベルにとどまるが。）ではたばこの需要を減少させるには到底不十分であるという認識の下、上記各個別の措置がわざわざ独立の項目として掲げられているのである。

この点、被告会社は、本件訴訟においても、たばこは嗜好品であり、「喫煙は個人の自由な選択に委ねられており、人は、たばこの効用及びリスクを認識した上で、喫煙するかしないか、禁煙するかしないか、あるいはどのように喫煙するかについて、自由に選択してきた」などと主張している（被告会社準備書面（1）7頁）。

しかし、上記条約の各条項からすれば、たばこという製品が、被告会社のというような嗜好品として捉えることができないことは明白である。

少なくとも、被告会社が主張するような自由な選択に基づいて喫煙が選択されたと評価するためには、上記条約が要求するようなレベルでの情報開示が必要不可欠なのは言うまでもない。

(2) 禁煙の困難性（第4条第2項（b）、第5条第2項（b）、第14条、第22条第1項（e）（f））

上記条約は、上記第4条「指針となる諸原則」（「基本原則」）において、「この条約とこの条約の議定書の目的を達成するためおよびこの条約の規定を実施するため、締約国は、なかんずく、以下に述べる諸原則によって導かれるものとする。」（「締約国は、この条約及び議定書の目的を達成し及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。」）として、第2項で「国、地域および国際的なレベルで、次のことを考慮に入れて、総合的な多くの分野にわたる措置と協調的な対応を進展させ、支援するため、強力な政治的約束が必要である。」（「多くの部門における包括的な措置及び協調した対応措置を自国において並びに地域的及び国際的に策定し及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮した強い政治的な決意が必要である。」）として、（b）「喫煙を始めないようにするための措置、禁煙を奨励し、支援するための措置およびあらゆる形態のたばこ製品の使用を減らすための措置をとることの必要性」（「あらゆる形態のたばこ製品について、その使用の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援し並びにその消費を減少させるための措置をとる必要性」）を掲げている。

そして、第5条「一般的義務」2項では、締約国は次のことを行なうとして、（b）「たばこの消費、ニコチン依存症およびたばこ煙への曝露を防止し、減少させるための適切な施策を開発するにあたり、効果的な

立法的、行政的および／またはその他の措置を採用し、実施すると共に、適切に他の締約国と協力すること」(「たばこの消費、ニコチンによる習慣性及びたばこの煙にさらされることを防止し及び減少させるための適当な政策を策定するに当たり、効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約国と協力すること。）」としている。

また、第3部「たばこの需要を減らすこと(の減少)に関する措置」として、第14条「たばこ依存及び禁煙に関する需要低減措置」(「たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置」という独立した項目を設け、第1項で「各締約国は、たばこの使用をやめることとたばこ依存症の適切な治療を促進するため、自国の状況と優先順位を考慮に入れながら、科学的な証拠と最善の実務慣行に基づいて、適切、包括的で、しかも総合的なガイドラインを作成して配布すると共に、効果的な措置をとるものとする。」「締約国は、たばこの使用の中止及びたばこへの依存の適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先事項を考慮に入れて科学的証拠及び最良の実例に基づく適当な、包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。）」とし、第2項で、「この目的に向って、各締約国は、次のことに努力するものとする。」「このため、締約国は次のことを行なうよう努める。）」として、禁煙を促進する効果的なプログラムの作成及び実施、たばこ依存の診断や治療、カウンセリングサービスの実施、たばこ依存の治療のための医薬品等を含めてその治療の機会を提供しその費用を妥当なものとする等々を挙げている。

更に、第7部「科学的及び技術協力並びに情報の伝達(送付)」においては、第22条「科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門的知識の提供」第1項で、各締約国が、本条約から生ずる義務を履行する能力を強化するために、科学的、技術的及び法的な分野における協力をするものとし、「なかんずく(特に)次のことを目指して(目的として)技術的、科学的及び法的な専門知識等の移転を促進する」として、(e)「ニコチン依存症の総合的な治療を含めて、たばこ規制の方法を見きわめること」(「たばこの規制のための方法(ニコチンによる習慣性を包括的に治療する方法を含む)を特定すること。」)(f)「ニコチン依存症の総合的な治療を手軽に受けられる機会を増やすための研究を適切に推進すること。」「適当な場合には、ニコチンによる習慣性を包括的に治療するための費用を一層妥当なものにするとする研究を促進すること。）」としてわざわざニコチンによる習慣性からの脱却を治療という観

点から取り上げている。

これらは、いずれも、たばこへの依存、喫煙あるいはニコチンの依存性（習慣性）の強さ、つまり禁煙の困難さを大前提にした規定であり、その依存から抜け出すためには治療という観点で取り組む必要があることを改めて強調したものである。

そして、これは、歴史的事実として、これまでのたばこ依存への対処が、治療という観点からの取り組みに欠けていたこと、及びそのために禁煙により喫煙者を減少させることが非常に困難であったことへの反省に基づく規定である。

### （３）たばこ産業の責任（第４条第５項、第１９条）

上記条約は、上記第４条「指針となる諸原則」（「基本原則」）において、「この条約とこの条約の議定書の目的を達成するためおよびこの条約の規定を実施するため、締約国は、なかならず、以下に述べる諸原則によって導かれるものとする。」（「締約国は、この条約及び議定書の目的を達成し及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。」）とし、第５項で「各締約国が自国の法制度の中で決定した損害賠償責任に関する諸問題が総合的なたばこ規制の重要な一部である。」（「締約国が自国の管轄内で決定する責任に関する事項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である。」）と規定し、更にこれを受けて、第６部「損害賠償責任に関する諸問題」（「責任に関する問題」）第１９条「損害賠償責任」（「責任」）として独立した個別の項目を設けて、その第１条で「たばこ規制の目的で、締約国は、それが適切な場合には補償を含めて、刑事責任と民事責任を処理するために、立法活動をおこなうかまたは、必要な場合には現行法を推進するものとする。」（「締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任（適当な場合には、賠償を含む）に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。」）と規定している。

これは、たばこ（喫煙及びたばこ煙への曝露）により既に引き起こされてしまった損害（本件各原告のように喫煙よりたばこ関連病に罹患した患者に対する損害を当然含む）に対し、製造販売業者であるたばこ産業が刑事上、民事上の責任を負うことを前提として、必要な場合には立法上の措置をとり又は既存の法律の解釈適用、あるいは運用等で対応することで責任を負わせることが、たばこの規制のための重要な手段であるとの認識の下で置かれた規定である。

この点、上記被告会社作成の意見書でも、被告会社自身、本件条約の上記部分につき、被告会社を含めたたばこ産業の法的責任を認める趣旨

と解釈している。

(4) たばこの販促活動(第13条)

同条約は、第3部「たばこの需要を減らすこと(の減少)に関する措置」として、第13条「たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップ(後援)」という独立した項目を設け、締約国が、たばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がたばこ製品の消費を減少させることを認識した上で、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行うこと等を義務付けている。

これは、たばこという商品が、イメージに極めて強く結びついた商品であり、たばこ産業によるたばこの広告、宣伝活動がたばこ製品の売り上げ、消費の拡大に極めて有効に機能してきたということが歴史的事実として明らかになっているからこそその規定であり、かかる反省に基づく規定である。

そして、営業の自由等憲法上の制約がある場合でも、締約国の最低限の義務として、同条4項は(a)から(f)までの6項目を掲げている。

(a)(b)については上記4(1)で指摘したとおりであるが、これらは実際に、たばこ産業が詐欺的な手段を用いてたばこの販売促進を行ない、それによって実際に多数の喫煙者が生み出され、また多数の喫煙者が禁煙への意思決定を妨げられてきたという事実認識に基づき、いかなる憲法上の制約があろうとも、個人の生命身体の安全という法益保護のために、最低限の義務として課されたものである。

実際に、例えば、被告会社が1970年当時には、「たばこは動くアクセサリー」等の広告宣伝をし、主にフィルター付きたばこの売上を伸ばし、売上本数を2000億本の大台に乗せ、世界3位の売上を記録したことは上記に指摘したとおりである。

また、(c)以下の規定は、直接的な広告等による販売促進を禁止あるいは制限したとしても、たばこ産業から、出版社や広告産業に対し、名目の如何を問わず金銭の支出が行なわれる場合には、喫煙を擁護したり喫煙を助長するような記事が出されたり、あるいは映画やドラマの中で喫煙シーンを挿入するなどのいわば隠れた広告効果(実は、こちらの方が商品自体の広告よりも宣伝効果が大きい)を発揮するという事実及び実際にそのような出版物、広告媒体への働きかけが行なわれてきたという事実に基づき、最低限の義務として課されているのである。

例えば、我が国においては未だ許されている被告会社のマナー広告や企業のイメージ広告などは、まさに上記(c)に掲げられている「一般人がたばこ製品を購入することを奨励するような直接または間接の誘引手

段の使用」(「公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又は間接の奨励措置の利用」)に他ならない。

なお、実際に、現在の主要な科学雑誌等では、たばこ産業からの何らかの資金提供を受けた研究論文については一切掲載しないことを申し合わせているが、これも、過去に、たばこ産業の資金提供を受けた科学者あるいは研究機関(という体裁を整えただけのものも多数あったが。)によって、いかにも純粋な研究論文であるかのような体裁をとってたばこの有害性や肺がん等の疾病との因果関係を否定あるいは曖昧化する論文が発表されてきたという歴史的事実に基づく措置である。

(5) 未成年者への販売(第16条第1項(d)、第2項)

同条約は、前文において「全世界で子どもと思春期の若者に喫煙その他の形態によるたばこの消費が増加しており、とくに、喫煙がますます早い年令から始まるようになってきたことを深く憂慮し」(「児童及び青少年による喫煙その他の形態のたばこの消費が世界的規模で増大していること、特に喫煙の一層の低年齢化を深く憂慮し」とし、第4部「たばこの供給を減らすこと(の減少)に関する措置」第16条において「未成年者に対する販売および未成年者による販売」という独立の項目を設け、その第1項で「各締約国は、家族法、国内法によって定められた年令・・・の者へのたばこ製品の販売を禁止するため、適切な政府のレベルにおいて、効果的な立法的、行政的またはその他の措置を採用し、実施するものとする。この措置には、次のことを含めることができる。」「締約国は、国内法に定める年齢・・・の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、次のことを含めることができる。）」として、(a)から(d)の4項目を掲げている。

その中で、(d)「その法域内にあるたばこの自動販売機に未成年者が近づけないように、また、自動販売機が未成年者へのたばこ製品の販売を促進しないように確保すること。」「(自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること。)」がわざわざ取り上げられている。

これは、実際に、我が国も含めて、未成年者の喫煙が世界的に増大しているという事実及びその増大に自動販売機による販売が大きく影響しているという事実を踏まえての規定である。

特に、自動販売機への制限について言えば、我が国の2005年度のたばこの自動販売機の普及台数は62万台を超えており、その売上金額

は1兆9645億円(たばこの総販売金額の約48パーセント)であり、青少年のたばこ入手先の第1位が自動販売機で、喫煙する男女中高生の約7割が自動販売機を利用しているのであり(以上、健康ネットホームページ「たばこと健康」厚生労働省の最新たばこ情報。なお[www.health-net.or.jp/tabacco/product/pd040000.html](http://www.health-net.or.jp/tabacco/product/pd040000.html) 参照)我が国の実情を念頭においた規定であることは明らかである。少なくとも、上記規定の念頭に置かれた国の一つが我が国であることは誰の目にも明らかである。

そして、このような具体的な措置まで含めて未成年者の喫煙を禁止しようとするのは、喫煙開始年齢が若いほど喫煙習慣を身につけやすく、従って、たばこあるいはニコチン依存に陥りやすいという科学的証拠に基づき、新たな喫煙習慣者(たばこあるいはニコチン依存症患者ということも出来る)を作り出さないことこそが効果的なたばこの消費の減少に結びつくからである(なお、一旦喫煙習慣を身につけた後の禁煙がいかに困難かは上記4(2)で述べたとおりである。)

(6) 中央連絡機関及び各国間での監視(第5条第2項(a)、第21条第1項)

同条約は、第5条「指針となる諸原則」(「一般原則」)第2項において、締約国に対し、(a)「たばこ規制のための全国的な調整機構または中核となる機関を設立または強化し、これに資金援助をすること。」(「たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡機関を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与すること」)を義務として課している。

更に、締約国による締約国会議の設置を義務付け(第23条以下)第21条第1項では、各締約国に対し、「この条約の実施についての定期的報告書(定期的な報告)を締約国会議に提出する」ことを義務付けている。

これらの規定は、条約を締約しておきながら、締約国に課された義務を履行しない、あるいは体裁だけを整えて結局骨抜きにしようという危険を防止するための規定である。

特に、第5条で「全国的な調整機構または中核となる機関」(「国内における調整のための仕組み又は中央連絡先」)を確立することなどを義務付けているのは、例えば、我が国のように、たばこ産業である被告会社の所管が、本来国民の健康の保護という観点から監督庁として機能すべき我が国の保健省である厚生労働省(旧厚生省)ではなく、たばこの売り上げにより莫大な税収を上げる財務省(旧大蔵省)であるような場合

には、たばこに対する規制が骨抜きになってしまうことも少なくないことに鑑みての規定である。

なお、我が国においては、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」を目的とするたばこ事業法（同法第1条ご参照）により、被告会社のたばこの販売価格については財務大臣の認可が必要とされ（第9条）、財務大臣による様々な規制方法（第40条以下）が定められてはいるが、これはあくまでも「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」を目的とする規制に過ぎず、国民の健康保護という観点から厚生労働省が所管する規制はされていない。更に、日本たばこ産業株式会社法により、被告会社成立の際には、財務大臣は被告会社株の2分の1を保有するものされ、現在でも3分の1を越える株式保有が義務付けられている。

このように監督庁とたばこ産業である被告会社とが密接な利害関係を有する場合には、国民の健康保護という観点からの実効性のある規制が期待できないことは誰の目にも明らかであり、このような場合を念頭において、上記第5条第2項（a）の規定や締約国会議の開催及び締約国会議への報告義務が課せられているのである。

以上